

令和2年7月8日

保護者 各位

宮城教育大学附属小学校  
校長 西城 潔

### 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応について（お知らせ）

本学の新型コロナウイルス感染症対策室会議において、児童及び教職員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応について改訂されましたのでお知らせいたします。

つきましては、本学の方針の基、今後下記のように対応させていただきますので、何卒御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、対応方針等が変更になる場合には、随時お知らせいたしますので、御承知願います。

また、引き続きお子様または同居する家族に新型コロナウイルスの感染疑い、または感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合には、休日・夜間を問わず学校に情報提供いただきますようお願いいたします。

### 記

#### <改定前>

##### 1 児童の感染が確認された場合

児童1人の感染が確認された場合には、該当学級を2週間の学級閉鎖といたします。また、学校で児童2人以上の感染が確認された場合には、2週間の学校閉鎖といたします。

##### 2 教職員の感染が確認された場合

学校で教職員1人以上の感染が確認された場合には、2週間の学校閉鎖といたします。

#### <改定後>

##### 1 児童及び教職員の感染が確認された場合

- ①児童に対し、治癒するまでの間、出席停止措置をとる。
- ②教職員に対し、治癒するまでの間、特別休暇の取扱いとする。
- ③児童及び教職員は、治癒したことを証明する医師の診断書等を学校医に提出し、その許可に基づき出勤又は通学を再開する。
- ④児童及び教職員に対し、地方自治体が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等のため協力を求める。

##### 2 児童及び教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ①児童に対し、出席停止措置をとる。
- ②教職員に対し、特別休暇の取扱いとする。
- ③上記①②の期間は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間とする。

※裏面もご覧ください

### 3 臨時休校措置基準

#### (1) 学校で感染者が発生した場合

- ①児童や教職員の感染が確認された場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施する。
- ②保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童について、出席停止の措置をとる。
- ③感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。
- ④保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には、学校の全部または一部の臨時休業を行う。
- ⑤学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とする。
- ⑥学級閉鎖及び臨時休校期間は、感染者が確認された日から起算して14日間とする。学級閉鎖期間中、新たな感染者が確認された場合、最後に感染者が確認された日から起算する。

#### (2) 学校外での感染が明らかな場合

- ①感染経路が判明し学校外での感染が明らかであっても、学校内での濃厚接触者が特定される場合あるいは不特定多数との接触があった場合には学校内で感染を広めている可能性があり、上記「学校で感染者が発生した場合」と同様の対応とする。
- ②感染経路が全て判明し、学校関係者とは接点が少ない場合には、学校の臨時休業は行わない。

#### (3) 緊急事態宣言下等での地域一斉休業の要請があった場合

- ①学校園施設の使用制限等の要請があった場合には、その内容に応じて児童が通学しない形で行われる遠隔授業等の活用や臨時休業を行う。

#### 【お問い合わせ先】

宮城教育大学附属小学校

副校長 佐々木誠道

教頭 佐藤 俊宏

022-234-0318